令和3年度女性の活躍推進事業委託業務仕様書

1 業務の名称

令和3年度女性の活躍推進事業

2 業務の目的

少子高齢化やグローバル化が進む現代において、新たな価値やサービスを生み出すためには、企業や行政等の意思決定に女性が参画し、多様な視点を取り入れることが重要であることから、女性活躍に向けた気運醸成を図るための講座や講演会を実施する。

3 業務の内容

(1) 女子学生向け講座の開催

本事業では、女性の活躍を後押しするため、県内の女子学生に対して、「女性が社会で活躍することの重要性」や「キャリア形成の実現に向けた考え方」に関する講座を開催する。

① 実施概要

- (ア)対象者 県内女子学生
- (イ) 開催回数 2回以上
- (ウ) 開催時期 夏~秋頃
- (エ) 開催場所 大分県内のイベント会場
- (オ) 内 容
 - i 女子学生が将来、社会で活躍するための講座内容の設定に関すること。
 - i (2)講演会に繋がる内容の設定に関すること。
 - iii 開催日程や会場、講師、参加者等、関係者との調整に関すること。
 - iv 参加者や講師の募集、調整、各種フォローに関すること。
 - v 会場の準備、後片付けに関すること。
 - vi 使用する機器の準備、後片付けに関すること。
 - vii 参加者へのアンケートや意見収集に関すること。

②業務の詳細及び補足説明

- (ア) 講座の内容に関すること。
 - ・ 女子学生が将来に向け抱えている不安の解消や、社会で活躍するための糧となる 内容にすること。このために、現在、実際に社会で活躍している女性を講師とする 等、効果的な講座内容・講師とすること。
 - ・ 講座内容については、「先端技術」や「STEAM教育」に関連した内容とすること
 - ・ 講座を踏まえ、受講者が感じたことや、将来に向けてどのように取り組んでいき たいか等を発表や整理する時間を設けること。
 - ・ (2) の講演会に繋がるように内容を工夫すること。
- (イ) 関係者との調整に関すること
 - ・ 学校関係者や講師、関係機関と調整し、開催日や時間、会場、内容等について設 定すること。
- (ウ)募集に関すること
 - ・ 参加者の募集は、県や関係機関と連携・調整し行うこと。なお、学校単位での募

集ではなく、個人での参加募集を想定している。

- (エ) 他県(九州) を巻き込んだ取組みに関すること
 - ・ オンラインで講座内容を配信する等、他県(九州)の学生や関係者を巻き込んだ 取組みとなるように工夫すること。
- (オ) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関すること
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、現地開催が難しい場合はオンライン 講座とする等、感染拡大防止に十分配慮しながら実施すること。

(2) 講演会の開催

本事業では、「先端技術」や「STEAM教育」などをテーマとし、女性活躍に向けた 気運醸成に資する講演会を開催する。

実施概要

- (ア)対象者 県内及び九州の学生や企業等
- (イ) 開催回数 1回
- (ウ) 開催時期 冬頃
- (エ) 開催場所 大分県内のイベント会場
- (才) 内 容
 - i 女子学生が社会で活躍するための講演内容の設定に関すること。
 - ii (1)講座と連動した内容の設定に関すること。
 - iii 開催日程や会場、講師等、関係者との調整に関すること。
 - iv 参加者や講師の募集、調整、各種フォローに関すること。
 - v 会場準備、設営、後片付けに関すること
 - vi 当日の進行に関すること
 - vii 参加者へのアンケートや意見収集に関すること

② 業務の詳細及び補足説明

- (ア) 講演会の内容に関すること
 - 関係者と協議の上スケジュールを設定すること。
 - ・ テーマについては、先端技術」や「STEAM教育」に関連した内容とすること。
 - 実際に社会で活躍している女性を講演者にする等、効果的な講演内容・講師とすること。
 - ・ 「講演」に加え、(1)の講座を受講した学生が、講座を踏まえ感じたことや、 将来に向けてどのように取り組んでいきたいかを発表する時間を設ける等、(1)の 講座と連動した内容とすること。
- (イ) 関係者との調整に関すること
 - ・ 学校関係者や講演者、関係機関と調整し、開催日や時間、会場、内容等について設定すること。
- (ウ) 募集に関すること
 - ・ 参加者の募集は、県や関係機関と連携・調整し行うこと。なお、多くの学生や企業等が講演の様子を見られるように、新型コロナウイルス感染症にも考慮しながら、オンラインで視聴できる環境を準備し、計画的かつ効果的な広報に努めること。
- (エ) 他県(九州) を巻き込んだ取組みに関すること
 - ・ オンライン試聴を促す等、他県(九州)の学生や関係者を巻き込んだ取組みとなるように工夫すること。なお、参加者・視聴者の募集については、県や関係機関と連携・調整し行うこと。
- (オ) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関すること
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、現地開催が難しい場合はオンライン講演会とする等、感染拡大防止に十分配慮しながら事業を実施すること。

- (3) (1) 及び(2) に付随する業務
 - ① 委託業務にかかる経理に関すること。
 - ② 委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること。
 - ③ 前各号に定めるもののほか、事業実施に関し、県の指示すること。
 - ④ その他、事業の運営に関して必要なこと。
- (4) (1) 及び(2) の進め方

事業の実施に当たり、適宜県と協議を行い実施すること。

(5) 報告書の作成

本業務完了後、上記(1)から(3)の実績、アンケート結果の分析、考察等を整理 した報告書を作成すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和4年3月18日までとする。

5 注意事項

- (1) 本業務の遂行に関し、担当者を定めるとともに、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、疑義等が生じた場合は、県と十分協議すること。